



2024年6月14日

各 位

会 社 名 ホリイフードサービス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 藤田 明久  
(コード番号 3077)  
問合せ先 取締役統括本部長 大貫 春樹  
電 話 (029) 233-5825

### 麻布台1号有限責任事業組合による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

麻布台1号有限責任事業組合（以下「公開買付者」といいます。）が2024年5月17日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2024年6月13日をもって終了し、公開買付者より本公開買付けの結果について添付のとおり報告を受けましたので、お知らせいたします。なお、公開買付者からの報告によれば、本公開買付けへの応募株券等の総数が、本公開買付けの買付予定数の下限（2,976,800株）に達しなかったため、本公開買付けは不成立となったとのことです。

当社が公表した2024年6月10日付「株式会社シティクリエーションホールディングスによるホリイフードサービス株式会社（証券コード：3077）の株券等に対する公開買付けの開始予定及び特別委員会の設置に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、当社は、2024年6月7日付で、株式会社シティクリエーションホールディングス（以下「シティクリエーションHD」といいます。）より「意向表明書」を受領しており、同書面によれば、シティクリエーションHDは、当社株式に対する公開買付けを開始する意向（以下「本意向表明」といいます。）があるとのことでしたので、当社は、2024年6月10日付の取締役会決議により、本意向表明につき真摯な検討を行うことを目的として特別委員会を設置することを決定しておりました。今般、本公開買付けが不成立となったことを踏まえ、今後は、当社の企業価値及び株主共同の利益の観点からシティクリエーションHDと引き続き協議していく予定です。

なお、当社は、2024年5月16日付で公開買付者の組合員である株式会社玉光堂ホールディングス（以下「玉光堂HD」といいます。）との間で業務提携契約を締結しておりましたが、本公開買付けの不成立に伴い、玉光堂HDとの業務提携は実施されません。

以 上

(添付資料)

2024年6月14日付「ホリイフードサービス株式会社株式（証券コード：3077）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

各 位

団体名 麻布台1号有限責任事業組合

**ホリイフードサービス株式会社株式（証券コード：3077）に対する  
公開買付けの結果に関するお知らせ**

麻布台1号有限責任事業組合（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年5月16日に、ホリイフードサービス株式会社（株式会社東京証券取引所スタンダード市場、証券コード：3077、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2024年5月17日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2024年6月13日を以って終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

## 1. 買付け等の概要

## (1) 公開買付者の氏名及び住所

麻布台1号有限責任事業組合

東京都港区赤坂四丁目5番21号バルミー赤坂317号室

## (2) 対象者の名称

ホリイフードサービス株式会社

## (3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

## (4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	3,685,300 (株)	2,976,800 (株)	3,685,300 (株)
合計	3,685,300 (株)	2,976,800 (株)	3,685,300 (株)

(注1) 本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（2,976,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,685,300株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5

項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取る可能性があります。

## (5) 買付け等の期間

### ① 買付け等の期間

2024年5月17日（金曜日）から2024年6月13日（木曜日）まで（20営業日）

### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は2024年6月27日（木曜日）まで（30営業日）となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

## (6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金330円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,976,800株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（0株）が買付予定数の下限（2,976,800株）に満たなかったため、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2024年6月14日に、本公開買付けの結果を報道機関に対して公表しました。

### (3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
--------	------------	------------

株券	0株	一株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券 ( )	一株	一株
株券等預託証券 ( )	一株	一株
合計	0株	一株
(潜在株券等の数の合計)	—	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 一%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 一%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 一%)
対象者の総株主等の議決権の数	56,681 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2024年2月14日に提出した第42期第3四半期報告書に記載された2023年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。

(注2) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

該当事項はありません。

② 決済の開始日

該当事項はありません。

③ 決済の方法

該当事項はありません。

④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録（応募が行われた直前の記録とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。なお、あらかじめ株券等を他の金融商品取引業者等に開設した、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）の口座に振り替える旨を指示した応募株主等については、当該口座に振り替えることにより返還いたします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

該当事項はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

麻布台1号有限責任事業組合

（東京都港区赤坂四丁目5番21号バルミー赤坂317号室）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以 上